

ふれあい かみのやま 社協だより

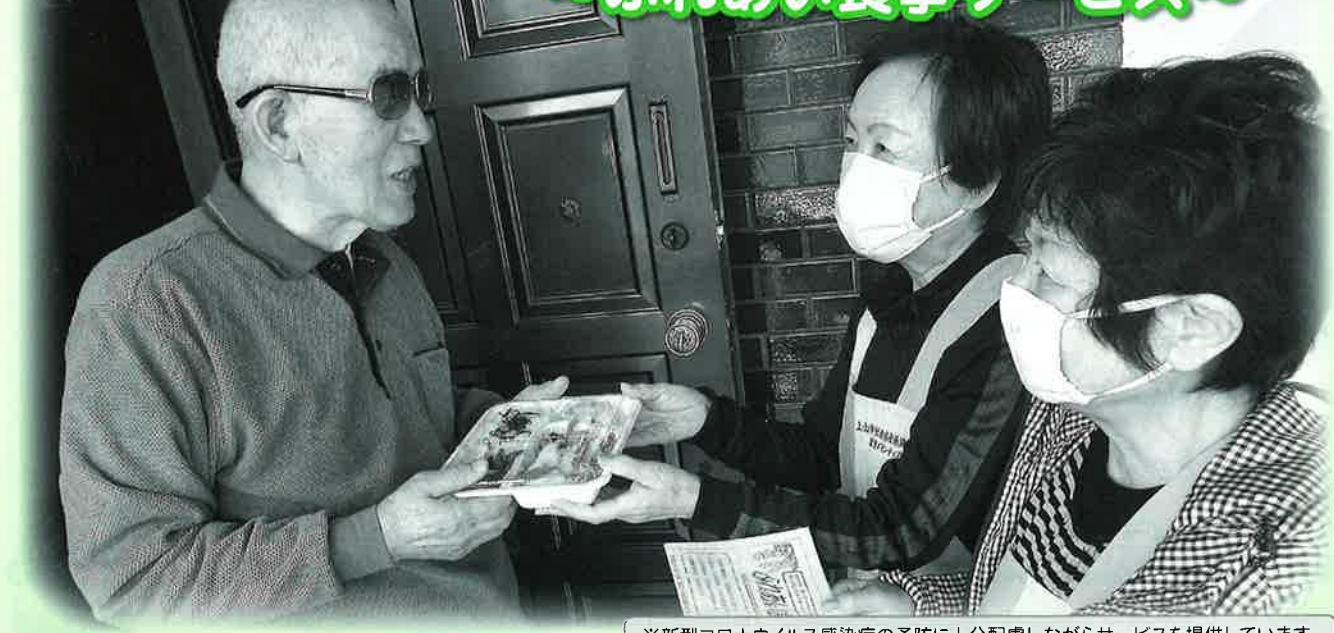
No.112

令和2年6月8日号

調理ボランティアが手づくりしたお弁当を配食ボランティアがお届けする「ふれあい食事サービス」を実施しています。



つながりを大切に。まごころをお届けします。
～ふれあい食事サービス～



※新型コロナウイルス感染症の予防に十分配慮しながらサービスを提供しています。



社会福祉法人
上山市社会福祉協議会
〒999-3135 上山市南町4番5-12号

TEL 023-695-5095 FAX 023-695-5096
e-mail:ka-syakyo@ic-net.or.jp
<http://care-net.biz/06/kaminoyama/>



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています

新たな支え合いのしくみづくりを目指して

初夏のさわやかな風が気持ちのよい季節となりました。皆様におかれましては、福祉のまちづくりへのご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本会では、「地域共生社会の実現」に向けた取組として、市民の皆様や関係機関等の方々からお力添えをいただきながら、地域福祉活動推進のための各種事業や介護サービスの提供等を実施しております。

今年度で3年を迎えた第3次上山市地域福祉活動計画では、これまでの成果を中間に総括しながら後期の事業等につなげてまいります。

令和元年度は、様々な自然災害が発生した場合の備えとして、災害ボランティアの育成や公益社団法人上山青年会議所と「災害に関する協定」の締結を行いました。台風19号により発生した大規模災害時には、市民等に災害ボランティアへの参加を募ったほか、協定に基づいてご協力をいただき、被災地の復興支援に向けて迅速に活動を行うことができました。

社会福祉法人等による連絡協議会においては、加入法人・企業等から「地域における公益的な取組」として地域福祉活動やボランティア活動等へのご協力をいただき、地域の中での新たな支え合いのしくみづくりの一助となるよう、各関係機関等との連携や協働の体制づくりを共に進めてまいりました。

令和2年度においては、地域福祉専門員を中心とした新たな支え合いのしくみづくりを目指し、地域における日常生活支援活動などを一層強化し、課題解決に向けた住民主体の地域福祉活動を推進してまいります。また、介護サービス事業においては、適切な事業運営に努めるとともに、利用者本位で信頼される質の高いサービスを提供いたします。

今後とも、「共に支えあいみんながつながる福祉のまち上山」の実現に向けて、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

上山市社会福祉協議会

会長 横戸 長兵衛

社会福祉協議会会費と募金等について

市民の皆さんからご協力いただいている会費や募金は、上山市の福祉のまちづくりに活用されています。

社協会費 (1世帯:500円)・賛助会費 (1口:1,000円)

市民主体の地域福祉活動や福祉のまちづくりの財源として活用されています。

主な使い道

ふれあい・いきいきサロンづくりの推進、ボランティア活動の相談・育成・支援、福祉学習の推進、お元気温泉デイサービスの開催 等

赤い羽根共同募金 (1世帯:400円以上)

県内の福祉施設等への支援のほか、市内で幅広く福祉活動を推進するための財源として活用されています。

主な使い道

災害時の支援体制整備事業、地区管理遊園遊具等整備事業、福祉レクリエーション大会事業 等

歳末たすけあい募金 (1世帯:250円以上)

市内の経済的にお困りの家庭や福祉施設に配分され、市民の皆さんが明るい新年を迎えられるよう活用されています。

主な使い道

在宅要援護家庭・在宅要介護家庭の支援、市内の福祉施設への支援

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援活動応援 全国キヤシペーシ」ご寄付のお願い

山形県共同募金会では、全国の共同募金会との協働のもと、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に困難を抱える子どもと家族に対する食や居場所の提供及び学習支援、高齢者や障がい者等に対する見守り活動など、緊急支援活動への助成に活用するため、ご寄付を募集しております。募集期間は6月末日までで、詳細につきましては、山形県共同募金会（電話：622-5482）へご連絡いただくか、もしくは、QRコードからアクセスください。



QRコード

令和2年度の主な事業

ささえあう(地域づくり・支援づくり)

- ・地区福祉連絡会の活性化
- ・福祉協力員体制の強化
- ・地域福祉専門員の配置
- ・地域特性調査の実施
- ・児童遊園遊具の整備助成
- ・ふれあい相談事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活福祉資金の貸付
- ・たすけあい資金の貸付
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・法人後見事業
- ・貧困世帯の子どもに対しての支援
- ほか



災害に備えるボランティア研修

つながる(生きがいづくり)

- ・温泉デイサービス事業
- ・ふれあい食事サービス事業
- ・ふれあい・いきいきサロンづくりの促進
- ・福祉バスの運行
- ・介護保険サービス等の充実
- ほか

社協活動の充実

- ・組織体制の整備・財政基盤の強化
- ・共同募金運動の推進
- ・第3次上山市地域福祉活動計画の推進
- ほか



地域福祉懇談会

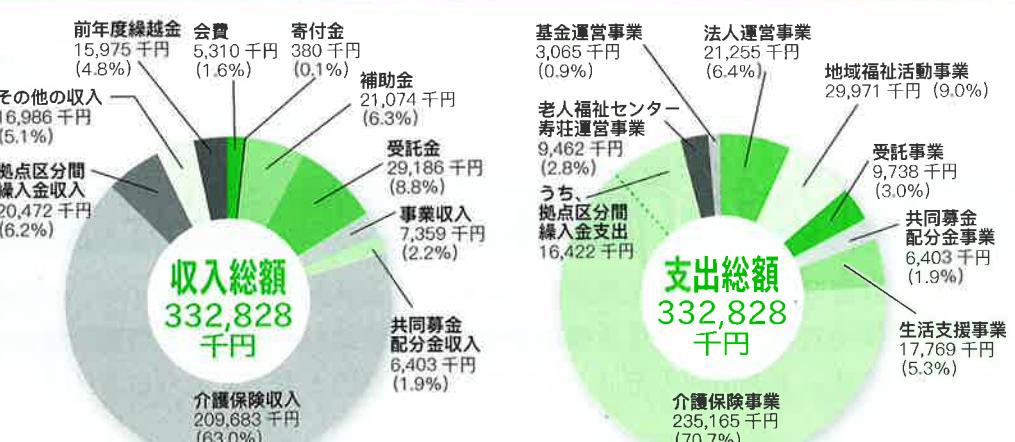
はぐくむ(人づくり・意識づくり)

- ・ボランティア活動の相談、育成、情報提供
- ・災害ボランティアの育成と情報提供
- ・ボランティアフェスタの開催
- ・除雪ボランティアの体制整備
- ・学校との連携
- ・生涯学習と連携した福祉学習の推進
- ・広報紙の充実
- ・ホームページの充実
- ほか



ふれあい・いきいきサロン

令和2年度 収支予算



収支予算額 332,828,000円 (前年度比で5.9%増) ※前年度 314,017,000円

※令和2年度は、法人運営事業・地域福祉活動事業に対し、介護保険事業より合計16,422千円を繰出します。

生活の悩みをサポートします

相談
無料

秘密
厳守

上山市生活自立支援センター

上山市にお住まいで、生活や仕事などで不安や困りごとを抱えている方の相談窓口です。

例えば、このようなお困りごとはありませんか？

- 生活費が足りない
- 仕事が見つからない
- 家賃や電気代等を滞納している
- 親と一緒に生活ができるが、将来に向けて不安がある
- ひきこもりの家族がいる 等



専門の相談員が話を聴き、お一人おひとりの状況に合わせ、相談や就労の支援を行います。

住宅に関する給付金制度

失業や休業等に伴う収入の減少等の理由で、住居（アパート、借家等）を失うおそれのある方を対象に、住居確保給付金（家賃の給付）の申請支援を行っています。

【内 容】

- 支給方法 ……自治体から大家さんへの直接支給 支給期間 ……原則3ヶ月間
支 給 額 ……世帯員数により異なります（上限あり）



給付要件（一例）

- 離職・廃業をした日から2年以内又は、やむを得ない休業等により収入を得る機会が減少していること
 - 資産が一定額以内かつ収入基準を超える収入を得ていないこと 等
- ※この他にも要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

ご相談内容に応じて、制度などの紹介をいたしますので、お気軽にご連絡ください。（上山市生活自立支援センターは、上山市社協内にあります。）

専用電話：679-8890 ※ご自宅等への訪問も可能です。



ご相談ください

新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付

社協では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、**生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付**を実施しています。上山市内の方は、上山市社協が窓口となっておりますので、お気軽にお問合せください。

上山市社会福祉協議会 電話：695-5095



安心した暮らしをお手伝いします

相談
無料

秘密
厳守

福祉サービス利用援助事業

物忘れ等のある高齢者や知的障がい・精神障がい等のある方で、判断能力が十分でなく、日常の生活に不安がある方に、日常的な金銭管理や大切な書類等のお預かりなどのお手伝いをする事業です。

例えば、このようなお困りごとはありませんか？

お金の支払いを忘れたり、預貯金の出し入れを間違ったりして、自信がない



福祉サービスを利用したいけど、手続きなどを手伝ってくれる人がいない



市役所から書類がたくさんくるけど、手続きをどうしたらいいのか分からず



通帳、印鑑、大切な書類などをなくしたり、管理に不安がある



この事業でお手伝いできること

1. 様々な福祉サービスを利用するための手続き（介護保険サービスや障がいサービス等）
2. 日常生活に必要な金銭の管理（生活費等の引き出し、公共料金や医療費の支払い等）
3. 貴重な書類の保管と管理（通帳や印鑑、契約書等）

ご利用までの流れ

相談：社協にご相談ください。



訪問：専門員（担当者）がご本人の居所を訪問し、お話を伺います。

支援計画の策定：どのようなお手伝いが必要なのかをご本人と一緒に考え、支援計画を作ります。

契約：ご本人と利用契約を結びます。その後、支援計画に沿って支援を行います。
支援の訪問は、担当の生活支援員が訪問します。

ご利用にあたって

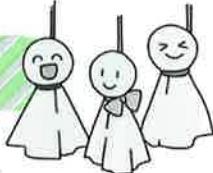
- ・ご本人の意思が確認できることと、ご本人が契約の内容を理解できることが必要となります。
- ・自宅でも病院や施設入所されている方も申し込み可能です。

ご利用料金

- ・ご相談は無料です。
- ・1回（1時間程度）の支援につき1,500円の利用料をいただきます。
(※生活保護受給者は無料です)



ボランティア活動を応援



～ ふれあい福祉活動応援事業 ～

福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア団体等が行う社会福祉事業に対し助成金を交付しています。

対象団体：上山市に活動の拠点があり、上山市民を対象として継続的な事業を行う団体

対象事業：高齢者や障がい者の支援、ボランティア活動等、地域福祉や在宅福祉の普及向上に関する事業

助成金額：助成率は事業費の3分の2以内（上限金額は1団体につき10万円）

対象経費：活動事業を行うための費用

例…活動用資機材、備品の購入、事業立ち上げや新規事業実施に係る広報費

※人件費や会議等の食糧、団体の経常的な運営費は除く



ボランティア登録のお願い

ボランティア活動のサポートをするため、市内でボランティア活動をしている、またはしようとしている個人・団体の皆さんよりご登録いただいております。

～ボランティアの例～



～ボランティア登録の流れ～

電話にて、ボランティア登録される旨をご連絡ください。



登録票を郵送しますので、必要事項を記入の上、FAXまたは郵送でご返信ください。



登録完了！（毎年、更新の連絡をさせていただきます。）



ご登録された個人・団体の皆さんへ

- ・情報紙によるボランティア関連の情報を発信します。
- ・ホームページ等で活動PRやメンバー募集等の支援を行います。
- ・助成制度や研修会等のご案内をします。 等



サロン仲間でつながろう！

ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、ご近所の方と気軽に地区の公民館等へ集まって、楽しい時間を過ごす、憩いの場です。上山市内では、78地区93サロン（令和2年3月末現在）で実施され、お茶のみ、会食会、レクリエーション、体操、ボランティアによる芸能披露等といった活動が行われており、居場所づくりの輪が広がっています。

社協では、活動に対する助成金の交付や、関係資料の配布等、サロン活動への支援を行っておりますので、お気軽にお問合せください。



現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、サロン活動の自粛をお願いしております。

自粛が解除となりましたら、助成金の交付等の情報提供をいたします。

住み慣れた地域で安心した暮らしを! ~社協が在宅生活を支援します~

介護保険サービス

対象：要介護認定を受けた方

訪問介護

ホームヘルパーがご自宅に訪問し、食事・排泄等の身体介護や洗濯・掃除等の日常生活のお手伝いをします。

☎ 677-1570



居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が相談をお受けし、適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成します。

☎ 673-2820



介護予防・日常生活支援総合事業

対象：要支援1,2の方と、「基本チェックリスト」の手続きで介護予防が必要であると判断された方
通所型サービスAは介助なしで入浴ができる方

訪問型サービス

ホームヘルパーがご自宅に訪問し、食事・排泄等の身体介護や洗濯・掃除等の日常生活のお手伝いをします。

☎ 677-1570



訪問入浴介護

入浴が困難な方でも安心して入浴できるよう、訪問入浴車でご自宅に伺い、お部屋での入浴をお手伝いします。

☎ 677-1570



地域密着型通所介護

少人数（定員12名）で家庭的な雰囲気の中、温泉入浴やレクリエーションなどを通じ、1日をゆったり楽しく過ごしていただきます。
(デイサービスはやま)

☎ 673-3725



通所型サービス・通所型サービスA

高齢者向きの食事や温泉入浴、レクリエーション等のサービスを提供し、楽しく健康維持できるよう、お手伝いをします。

☎ 673-3725 (通所型サービス)

☎ 673-3649 (通所型サービスA)



上山市地域包括支援センター

高齢者の皆さんのが、いつまでも住み慣れた地域で生活していくようにお手伝いをする総合相談窓口です。専門職がお互いに連携をとって高齢者の皆さんを支援します。

上山市地域包括支援センターは市役所1階（観光課のとなり）にあります。

主に5つの業務があります

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合相談
- ③権利擁護
- ④包括的・継続的ケアマネジメント
- ⑤認知症総合支援事業

（認知症地域支援推進員活動）

このような時に、
ご相談ください。

介護の相談に
乗ってほしい

近所の人が
心配…

お金の管理に
自信が
なくなった…



健康を維持
したい！

☎ 673-6055 (直通) / 672-1111 (市役所)

福祉のまちづくりのために寄付をいただきました。

(令和2年1月11日～令和2年5月28日現在)※順不同

[寄付金]

[匿名希望 様]

[軍いす]

株式会社 ツルハホールディングス 様

[使用済み切手 ブルタブ、ペットボトルキヤップ等]

山形県立こども医療療育センター 様

NPO法人 結ぼこ・あ・ほこ 様・生活介護事業所

介護老人保健施設みゆきの丘 通所リハビリテーション 様

明治安田生命保険相互会社 山形支社 上山営業所 様

山形オートセンター株式会社 様・上山市更生保護女性会 様

とんと昔上山会 様・国際ソーフチミストがみのやま 会長 内野 亘子 様

上山市商工会女性部 様・タマバツク株式会社 山形工場 様

みゆき会グループ 有限会社ミコキ ミユキケアハイムかなおい 様

上山市立南小学校 様・上山市立中川小学校 様

上山市消防本部 様・上山市役所 様・どんぐりの木 様

友和会 八鍬秀子 様・三本松 三友会 様・下新丁地区会一同 様

長岡医院 職員一同 様・三友エンジニア体育文化センター 様

渡辺 美智恵 様・平澤 登美子 様・中山地区公民館 様

中川地区公民館 様・北部地区公民館 様・東地区公民館 様

南部地区公民館 様・本庄地区公民館 様・西郷地区公民館 様

大友 三徳 様・太田 純夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様・武田 良子 様

渡辺 伸夫 様・細川 秀彦 様・清野 陽子 様・工藤 朱美 様

小関 昭一 様・大津 輝夫 様・武田 幸子 様・本島 志げ 様

大友 三徳 様・太田 純夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

渡辺 伸夫 様・細川 秀彦 様・清野 陽子 様・工藤 朱美 様

小関 昭一 様・大津 輝夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

大友 三徳 様・太田 純夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

渡辺 伸夫 様・細川 秀彦 様・清野 陽子 様・工藤 朱美 様

小関 昭一 様・大津 輝夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

大友 三徳 様・太田 純夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

渡辺 伸夫 様・細川 秀彦 様・清野 陽子 様・工藤 朱美 様

小関 昭一 様・大津 輝夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

大友 三徳 様・太田 純夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

渡辺 伸夫 様・細川 秀彦 様・清野 陽子 様・工藤 朱美 様

小関 昭一 様・大津 輝夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

大友 三徳 様・太田 純夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

渡辺 伸夫 様・細川 秀彦 様・清野 陽子 様・工藤 朱美 様

小関 昭一 様・大津 輝夫 様・武田 由紀子 様・武田 幸子 様

上山市立南小学校 様

上山市立中川小学校 様



株式会社ツルハホールディングス 様

上山市社会福祉協議会 臨時職員募集

◆職種及び求人数 介護職員 若干名

◆内容 地域密着型通所介護事業所での介護業務

◆必要資格(※①～③まで全て該当する方)

- ①介護福祉士、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、ホームヘルパー（1級・2級）のうちいずれか
- ②普通自動車運転免許
- ③パソコンの操作ができる方

◆募集期間 随時募集しています。

◆保険等

労災・雇用・健康・厚生年金保険に加入

◆応募方法

事前連絡のうえ、履歴書と資格証明書の写しを送付願います。書類選考後、面接日時等を連絡いたします。

※お問合せは上山市社会福祉協議会(電話695-5095)まで

困りごと、心配ごと、ご相談ください

~上山市ふれあい相談所~

◎どんなことでも親身になって相談に応じます。

◎相談は無料です。

◎来所、電話にて対応します(無料法律相談は来所のみ)。

◎個人の秘密は固く守ります。

※ は弁護士の無料法律相談になります。

木曜日以外は社会福祉協議会で相談をお受けしています。

6月	4日	11日	18日	25日
7月	2日	9日	16日	30日
8月	6日	20日	27日	—
9月	3日	10日	17日	24日

開設時間:毎週木曜日午前9時～午後3時まで

※無料法律相談は午後1時～午後4時まで

開設場所:市役所1階市民相談室にて

電話:672-1111(内線129)

無料法律相談は予約制です。事前に下記へご連絡下さい。

電話:673-2750(午前9時～午後5時)



◆社協の事業運営について◆

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、参加者および関係者の健康・安全面を第一に考慮し、例年予定している事業の見直しや検討を行っております。

やむを得ず、中止となる場合もございますので、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◆ボランティア活動保険における

新型コロナウイルスの取扱い改定について

ボランティア活動中のケガの補償を行う、「ボランティア活動保険」の特定感染症に新型コロナウイルス(指定感染症)が追加され、補償の対象となりました。(2月1日に遡及して補償します。)

ただし、「ボランティア行事用保険」「送迎サービス補償」の各プランでは補償の対象となりませんので、ご注意ください。詳細につきましては、お問い合わせください。

